

これまで新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行しました。3年余りの間、様々な制約の中で、感染防止対策にご協力いただくとともに、学校教育活動を支えていただき感謝申し上げます。

5類感染症への移行後において、下記のとおり、平時と感染流行時において、活動場面に応じた対策を講じてまいります。ご家庭におかれましても内容をご理解いただき、今後もお子さんが安心して充実した学校・園生活を送ることができるよう、ご協力をお願いします。

## 記

### 1 平時

- ・新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後も、感染防止対策として
  - ①お子さんの健康状況の把握
  - ②適切な換気
  - ③こまめな手洗い・消毒や咳エチケットの継続をしていきます。
- ・検温の報告は必要ありません。「すぐーる」等によるお子さんの欠席（症状等）・遅刻連絡は引き続きお願いします。
- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、「健康セルフチェックシート」（添付資料）を参考に、無理をしないで自宅で休養をしてください。（ただし新型コロナウイルス感染症の診断がないときは、「出席停止」とはならず「欠席扱い」となります。）

### 2 感染流行時

- ・地域や学校において感染が流行している場合、一時的に活動場面（感染リスクの比較的高い学習活動）において対策をします。
- ・流行している場合、マスクの着用を促すこと（着用を強いることはありません）や、「近距離」「対面」「大声」での発生や会話を控えること等、身体的距離を確保すること等の対策をします。

### 3 お子さんが感染した場合

- ・出席停止の場合、期間は「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」となります。また、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- ・子どもたちの間で感染の有無やマスクの着用の有無によって、差別・偏見等がないようにご家庭でもお話し願います。
- ・出席停止の期間を経て登校する際には、学校に「陰性証明書」等を提出する必要はありません。

### 4 濃厚接触者について

- ・濃厚接触者の特定は行われません。同居家族の方が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、そのお子さんについては直ちに出席停止とはなりません。ただしお子さんの感染が疑われる場合は、学校にご相談ください。
- ・同居家族に高齢者の方や基礎疾患があるなどの事情で、感染が不安で学校を休ませたいときは、事前に学校にご相談ください。

羽島市教育委員会